

報道各位

新潟市危機管理防災局防災課

年末年始の被災相談窓口について

- 被災者住宅応急修理を除く住宅関連窓口及びり災証明関連窓口は、12月28日（土）から1月5日（日）まで休みます。12月1日発行の市報でもお知らせします。
- 被災者住宅応急修理のみ、申請期限の12月31日（火）まで窓口を開設します。
（時間は午前9時から午後5時）

◎住宅関連窓口【会場：西区役所、古町ルフル】

支援制度
被災者住宅応急修理（※1）
被災家屋等の解体・撤去（西区役所のみ）（※2）
被災ブロック塀等撤去工事補助（※2）
液状化等被害 住宅修繕支援（※1）
液状化等被害 住宅建替・購入支援（※1）
液状化被災宅地等復旧支援
被災者転居費支援（※3）
市営住宅への入居（※3）
賃貸型応急住宅（みなし仮設）への入居（※3）

※ 年末年始以外は、祝・休日も窓口を開設します。

※1 1月6日（月）から古町ルフルは祝・休日を除く月～金曜日のみ開設します。

※2 申請期限は12月27日（金）です。

※3 1月6日（月）から古町ルフルのみ開設（祝・休日を除く月～金曜日）します。

◎り災証明関連窓口【会場：各区役所】

支援制度等
り災証明書（※4）
水道料金・下水道使用料の免除
被災者生活再建支援金

※ 祝・休日を除く月～金曜日のみ開設（東区は水・木曜のみ、秋葉区は月・火曜のみ、南区は1月から火・金曜のみ）します。

※4 り災証明書の申請から交付まで、最短でも約2週間かかります。

問い合わせ先

新潟市危機管理防災局防災課

担当：高橋・田辺 電話：025-226-1140